

川口市立幸町小学校 <学校応援団>  
幸町小サポートスタッフ（ＳＳＳ）実施要綱

1 趣旨

家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子供と向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び家庭・地域の教育力の活性化を図る。

2 定義

学校応援団（ＳＳＳ）とは、学校での教育活動を支援する保護者、地域の方によるボランティア（以下、ＳＳＳ）の活動組織をいう。

3 ＳＳＳの構成

- (1) ＳＳＳは、5に例示する活動内容ごとに各ＳＳＳを組織する。
- (2) 各ＳＳＳは、保護者及び地域の方で、ＳＳＳ名簿に登録された者をもって構成する。
- (3) 学校は、ＳＳＳと学校との調整役として学校応援コーディネーターを依頼する。
- (4) ＳＳＳ及び学校応援コーディネーターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。  
(今年度5月より来年度4月まで )
- (5) 学校応援コーディネーターは複数置くことができる。

4 ＳＳＳの活動範囲

ＳＳＳの活動は、登下校を含む学校管理下に限定する。

5 各ＳＳＳの活動内容

ＳＳＳの活動は、参加する者の特技、経験を生かして自発的に行われるものとする。その活動内容は次に例示するものとする。

- (1) 学習への支援
- (2) 安心・安全への支援
- (3) 環境整備への支援
- (4) 学校行事、校外学習への支援
- (5) その他、学校管理下における児童・生徒の活動への支援

等

## 6 SSSの留意事項

SSSは、次の点に留意して活動を行う。

- (1) 学校応援コーディネーターと事前に打ち合わせを行い、活動の内容や各自の役割を把握する。
- (2) 学校内で活動するときは、SSSの名札を着用する。
- (3) 活動中であるとないとを問わず、学校で知り得た児童の個人情報保護を遵守する。

## 7 学校応援コーディネーターの活動内容

学校応援コーディネーターは次に掲げる内容について活動する。

- (1) SSSの活動計画を作成すること
- (2) 名簿を管理すること
- (3) 学校から依頼を受け、SSSに支援を依頼すること
- (4) 地域の情報を学校に提供すること
- (5) 学校の情報を地域に周知すること
- (6) SSSの会議を開催すること

## 8 学校の運営

- (1) SSSの活動に際し、謝礼等は支払わないことを原則とする。
- (2) SSSとの連携は、校長を中心にSSS担当が行う。
- (3) 学校応援団連絡会議を学期1回開催する。
- (4) SSSを損害保険に加入させる。(川口市で加入)
- (5) SSSの活動場所について配慮する。活動に必要な備品、消耗品、施設設備について貸与する。

## 9 その他

この要綱に定めるほか必要な事項は校長が別に定める。

(附則) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。